

【 資 料 第 12 号 】

資源環境部リサイクル清掃課

資源環境部文京清掃事務所

小型充電式電池の窓口回収について

1 趣旨

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加しており、廃棄物処理の過程における発熱・発火を原因とする、収集運搬車両や廃棄物処理施設での火災事故が急増している。このようなことから、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池の適切な処理を促進するため、区において小型充電式電池の回収事業を実施する。

2 回収場所

- (1) 資源環境部リサイクル清掃課窓口
- (2) 文京清掃事務所播磨坂清掃事業所窓口

※ 回収した小型充電式電池は、事業者を引き渡すまでの間、絶縁テープで絶縁処理したものを、消火剤を取り付けた蓋付きペール缶で適正に保管する。

3 回収対象

リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリー
(膨張・破損しているものや製品内蔵型を含む)

4 処理方法

- (1) 一般社団法人 JBRC による回収・資源化
- (2) 事業者への売却による回収・資源化
- (3) 不燃ごみ処理センター（中防処理施設）へ搬入し、埋立処理

※ 処理の優先順位は(1)→(2)→(3)とする。

5 今後のスケジュール

令和7年2月 議会報告

区報、区ホームページ、SNS での発信、ちらしの配布

3月 事業開始